

※免許証、死亡した者及び相続人が確認できる戸籍謄本（原本）を添付し、30日以内に提出
※代表者が取引士資格を保有している場合には、死亡等届出書を併せて提出

様式第三号の五（第五条の四関係）

(A4)

2 7 0

死亡（個人）

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出年月日

令和7年 4月 10日

関東地方整備局長
山梨県知事 殿

届出者は相続人

届出者 住 所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

氏 名 甲州 和雄

受付番号

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

受付年月日

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

届出時の免許証番号

1 9 (2) [] [] 3 0 0 0

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃止
商号又は名称	山梨不動産株式会社
氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	代表者 甲州 一華
主たる事務所の所在地	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
届出事由の生じた日	令和7年3月31日 ← 死亡日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人

確認欄

*

※宅地建物取引業（個人）が死亡した場合は、相続人あその事実を知った日から30日以内に届出。
免許の効力は、宅地建物取引業者（個人）が死亡した場合、又は法人が合併により消滅した場合には、
届出の有無に関わらず、その事実が発生したときに失効しますが、届出は必要となります。